

声 明

中央労働委員会は、11月20日最高裁判所に、「平成15年（行コ）第37号不当労働行為救済命令取消請求事件（つば八事件）」の高裁判決を不服として上告した。私たちはこの中央労働委員会の上告を共に闘うことを明らかにする。

そもそも、高裁の判決は中央労働委員会の命令とそれを支持した地裁の判決を全面的に否定した反動判決で、私たちは断じて容認出来ない。

この事件は平成3年に東京運転所（当時）において砂川科長らがJR東海労の組合員に対して不当労働行為を行ったことに端を発している。残念ながら愛知県地方労働委員会では私たちの主張が受け入れられず本件申し立てを不当にも棄却した。しかし、中央労働委員会は正しく事実を認め砂川科長の行為を不当労働行為として、会社に「支配介入してはならない」と命令を出した。それは砂川科長の発言が、組合員の立場を越えて、管理者としての立場においてした発言としての性格を有しているものであり、また、JR東海労からの脱退を勧奨するものであって、同組合に対する支配介入に当たるとした。

同じく地裁においても中央労働委員会の命令を認め、砂川科長言の言動が「組合員の立場というより会社の職制としての立場での言動と解する」とした。これら中央労働委員会の命令も地裁の判決もどれも管理者の言動に厳しく制限を加えたものである。会社は管理者の言動が組合員としての活動であると主張してきたが否定されたのである。

ところが、高裁の判決は「砂川科長の前記発言は、控訴人との協調路線をとる東海労組の組合員としてその組織拡大に務めていたことであって、結果的にその方向が控訴人のものと符号していたというだけと認めるのが相当」とか「仮に多少控訴人の威を借りる形で人事制裁的な発言をしたとしても、それだけで直ちに控訴人の意向を受けた行為であるとまで言えず、支配介入行為であると認めることができない」と言っている。私たちはこの判決を絶対認めるわけにいかない。断固抗議するものである。

私たちは、高裁の反動判決に抗して、職場から労働者の権利を守るためにさらに闘う。そして、中央労働委員会の上告に対しても補助参加人として断固共に闘うものである。

2003年11月20日

J R 東 海 労 働 組 合